

# 長崎外国語大学 日本語教員養成課程・実践研修履修規程

制定 2026年4月1日

## (趣旨)

第1条 この規程は、学校法人長崎学院の「登録実践研修機関研修事務規程」及び「登録日本語教員養成機関養成業務規程」(以下「規程」という。)並びに長崎外国語大学(以下「本学」という。)学則第26条の4第4項に基づき、本学における日本語教員養成課程・実践研修の履修に關し必要な事項を定めるものとする。

## (課程の名称・収容定員)

第2条 日本語教員養成課程及び実践研修の名称及び収容定員は、次表のとおりとする。

法令上の名称	本学の名称	収容定員
養成課程	日本語教員養成課程・実践研修	90名
実践研修		15名

## (受講資格)

第3条 日本語教員養成課程・実践研修を受講できる者は、外国語学部に在学する学生及び科目等履修生とする。

## (養成課程・実践研修の科目、単位の修得)

第4条 日本語教員養成課程又は実践研修を履修しようとする者は、別表1に定める授業科目を受講し、所定の単位を修得しなければならない。(規程第6条、第15条、第32条)

## (課程の受講申請)

第5条 日本語教員養成課程又は実践研修を受講しようとする者は、所定の期間に受講申請を行わなければならない。(規程第29条第1項)

- 2 実践研修又は養成課程を受けようとする者は、次に掲げる書類及び写真を添えて所定の受講申請書を提出しなければならない。(規程第29条第1項)
  - (1) 本籍の記載のある住民票の写し(6月以内に作成したものに限る。) 1通
  - (2) 写真(縦:30mm×横:24mm)の裏面に氏名及び生年月日を記入したもの 1葉
- 3 前項の規定にかかわらず、本学に在学する者は前項の書類及び写真の提出を要しない。(規程第29条第3項)
- 4 申請に際しては、以下の手数料(登録料・受講料・教材費)を納入しなければならない。

## (規程第17条)

	費目	金額
日本語教員養成課程	養成課程登録料	10,000円
	養成課程受講料	400,000円
実践研修	実践研修登録料	5,000円

	実践研修受講料	50,000円
	実践研修教材費	10,000円

- 5 前項にかかわらず、本学に在学している者が納入すべき手数料は、登録料及び実践研修教材費とし、受講料の納入を要しない。(規程第17条第2項)
- 6 科目等履修生として日本語教員養成課程又は実践研修を受講する者は、規程に定める手数料をすべて納入するものとし、「入学金、授業料等の学費及びその他の納入金等に関する規程」に定める科目等履修生登録料及び受講料は納入を要しない。(規程第17条第3項)
- 7 納付された手数料は、原則として次に掲げる場合を除き返金しないものとする。なお、返金額については、経費として養成課程登録料又は実践研修登録料を差し引いた額とする。(規程39条第3項)
- (1) 実践研修の受講資格を満たさないと認められるとき
  - (2) 本学の責に帰すべき事由により受講できなかつたとき
  - (3) 受講者の責によらない事由により受講できなかつたとき

(修了審査、評価及び単位の授与)

- 第6条 養成課程又は実践研修の受講者は、試験、その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価するための科目修了審査を受けて合格し、所定の単位を修得しなければならない。
- (規程第31条)
- 2 科目の評価結果は、100点満点で算出し、その点数を下記の換算表によって秀、優、良、可、不可の5段階評価に読み替える。(学則25条の3第1項、成績評価規程第2条)

素点（100点満点）	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0
成績評価	秀（S）	優（A）	良（B）	可（C）	不可（F）
合格・不合格	合格（所定の単位を与える。）				

- 3 実践研修科目の修了審査の評価（100点満点）は、原則として以下の採点基準に基づき、ア、イを合計して算出する。

ア. 教壇実習の成績 50%

内訳 [ ピア評価 20%  
教員評価 30% ]

イ. 提出物の成績 50%

内訳 [ 授業観察のポイント 5%  
授業観察報告 4回×5%  
教材研究のポイント 5%  
教案・教材 15%  
教壇実習の振り返り 5% ]

- 4 養成課程又は実践研修の受講者は、日本語教員養成課程・実践研修運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う最終修了審査を受けなければならない。（規程第31条第2項）
- 5 前項の最終修了審査は、以下の算出方法によるGPA成績評価（学則25条の3第2項）を用いて、運営委員会が成績評価及び合格・不合格を判定する。

**【算出方法】**

$$GP = (100 \text{ 点満点の成績} - 55) \div 10 \quad (\text{ただし、} GP < 0.5 \text{ の場合 } GP = 0.0 \text{ とする。})$$

$$GPA = (GP \times \text{当該科目単位数}) \text{ の総計} \div \text{総単位数}$$

（ただし、4.0以上の値は4.0に、0.5以上1.0以下の値は全て1.0に変換

**【評価】**

GPA	4.0~3.5	3.4~2.5	2.4~1.5	1.4~1.0	1.0未満
成績評価	秀（S）	優（A）	良（B）	可（C）	不可（F）
合格・不合格	合格				不合格

**（修了審査を受ける者の要件）**

- 第7条 科目修了審査を受ける者は、やむを得ない事情がある場合を除き、各科目の授業をすべて受講していなければならない。（規程第32条第1項）
- 2 養成課程の最終修了審査を受ける者は、別表1-1に定める養成課程を構成する科目において、以下の要件をすべて満たしていなければならない。（規程第32条第3項）
    - (1) 必修10科目（計20単位）をすべて修了していること。
    - (2) 選択必修6科目（計12単位）のうち、3科目（6単位）以上を修了していること
  - 3 実践研修の最終修了審査を受ける者は、別表1-2に定める実践研修を構成する2科目（4単位）をすべて修了していなければならない。（規程第32条第2項）

**（修了者の決定及び通知）**

- 第8条 学長は、科目修了審査の合格基準に達した受講者を当該科目の修了者と決定する。（規程第36条第1項）
- 2 学長は、最終修了審査において合格基準に達した受講者を教授会の審議を経て養成課程又は実践研修の修了者と決定する。（規程第36条第2項）
  - 3 前項の決定は、本人へ通知する。（規程第36条第3項）

**（修了証書の交付）**

- 第9条 本学は、修了者として決定した受講者に対して、修了証書を交付する。（規程第37条）

**（規則の改廃）**

- 第10条 この規則の改廃は、教授会の議を経て学長が行う

2 法令又は上位規程等に基づく条項については、当該法令等の改正に準じて、本規程の改正を行うものとする。

#### 付則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

【別表 1-1】

日本語教員養成課程科目 (規程第 6 条、第 15 条)

以下の科目から必修 20 単位を含め 26 単位以上を修得すること。

科目名	単位数		配当年次	履修方法
	必修	選択必修		
日本語教育概論	2		1	必修科目 20 単位及び選択必修科目から 6 単位以上、合計 26 単位以上を修得すること。
日本語学概論	2		1	
日本語文法 I	2		2	
日本語文法 II	2		2	
日本語の音韻・音声	2		2	
第二言語習得論	2		2	
日本語教授法 I	2		3	
日本語教授法 II	2		3	
社会言語学	2		3	
異文化間教育	2		3	
言語学 I		2	1・2・3	
言語学 II		2	1・2・3	
文化人類学 I		2	1・2・3	
文化人類学 II		2	1・2・3	
異文化間コミュニケーション I		2	1・2・3	
異文化間コミュニケーション II		2	1・2・3	

【別表 1-2】

実践研修科目 (規程第 6 条)

以下の科目から必修 4 単位を修得すること。

科目名	単位数		配当年次	履修方法
	必修	選択必修		
日本語教育実習 I	2		4	必修 4 単位を修得のこと。
日本語教育実習 II	2		4	